

平成31年3月15日

◎明神委員長 だだいまから、総務委員会を開会いたします。

(9時59分開会)

《委員長報告取りまとめ》

◎明神委員長 本日の委員会は、「委員長報告の取りまとめについて」であります。

お諮りします。

委員長報告の文案については、お手元に配付しておりますので、この内容の検討をお願いします。

報告書案を書記に朗読させます。

◎書記 総務委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第1号議案から第7号議案、第20号議案、第24号議案から第28号議案、第38号議案、第43号議案から第50号議案、第60号議案、第61号議案、第70号議案、第71号議案、以上26件については、全会一致をもって、いずれも可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに総務部についてであります。

「職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例議案」について、執行部から、国家公務員における超過勤務命令を行うことができる上限の設定等について規定した人事院規則の一部改正を考慮し、本県においても時間外勤務の上限等を設けるため、条例準則どおり、必要な事項を人事委員会規則で定めることとする規定を条例に追加するものであるとの説明がありました。

委員から、人事委員会規則に規定される予定の事項のうち、他律的な業務とは具体的にどのようなものかとの質疑がありました。

執行部からは、他の機関との関係で業務量や業務の実施時期、業務の遂行に関する事項を当該部署だけでは決められないもので、予算編成や議会対応、会計検査などを想定している、との答弁がありました。

委員から、具体的な例を示すなど明確な区分をしておかないと判断が難しくなるのではないかとの質疑がありました。

執行部からは、区分については公務サービス提供の面と現在の業務の状況も考慮しながら確認していくこととなるとの答弁がありました。

さらに、委員から、市町村を含めいろんな面で影響が出ると思われる所以、事前に関係団体などと協議を行い、区分を明確にしておく必要があるとの意見がありました。

執行部からは、人事委員会や関係団体と協議しながら決定していきたいと考えていると

の答弁がありました。

別の委員から、時間外勤務が上限時間を超えない職場、組織体制をつくっていくことが大事であり、特例的な事項を設けることにより、労働強化につながるのではないかとの質疑がありました。

執行部からは、上限を超えて時間外命令を行える場合は、災害などの特例業務であり、そのようなケースは事後に確認、検証を行い、その後の業務に生かしていくとの答弁がありました。

次に、「高知県個人情報保護条例の一部を改正する条例議案」について、執行部から、県の事務事業の円滑な遂行及び南海トラフ地震等災害発生時に機動的に対応するため、国、県、市町村間に限り、相当な理由がある場合には、個人情報の収集、利用、提供を可能とし、また、要配慮個人情報については、本人の同意がある場合及び緊急事態の際は収集を可能とする例外規定を追加するものであるとの説明がありました。

委員から、個人情報は慎重な取り扱いをしなければならないが、改正する条例の解釈運用基準の整備状況はどのようにになっているのかとの質疑がありました。

執行部からは、現行条例の解釈運用基準に、今回の改正を踏まえた運用の基準を追加する作業を行っているところである。具体的には現行の解釈運用基準に加え、これまで個人情報保護制度委員会へ諮問し、答申いただいた事例を踏まえて作成していくこととしている。今回整理する解釈運用基準を超えるものについては、これまでどおり個人情報保護制度委員会に諮問していくとの答弁がありました。

次に、「平成31年度高知県一般会計予算」のうち、れんけいこうち広域都市圏事業推進交付金について、執行部から、れんけいこうち広域都市圏の取り組みを着実に推進するため、特別交付税措置がなされない県内13市町村に対して、連携事業の実施に要する経費を支援するものであるとの説明がありました。

委員から、連携事業として成果の評価基準をどこに置くのか。それぞれの事業を実施するだけでなく、高知市を中心として県全体で連携し、圏域の総合的な発展につなげていかなければならぬが、どのように考えているのかとの質疑がありました。

執行部からは、例えば日曜市出店事業では来客数などを指標として進捗管理を行っているが、県内への誘客にしっかりとつながっているかといった全体的な影響については、まだはつきりと分析ができていない状況である。事業に関連する県の担当部局と高知市を含めた各市町村とともに、今後分析を進めていく必要があると考えているとの答弁がありました。

委員から、その取り組みを進めるにあたり、どのような体制をとるのかとの質疑がありました。

執行部からは、各事業の進捗状況や成果については、知事や各市町村長による協議会に

おいて意見交換を行っており、実務担当者レベルにおいても県と各市町村の間で進捗状況の確認や成果を上げるための見直しなどの協議を進めている。今後も引き続き、連携を密にとり事業を進めていくとの答弁がありました。

別の委員から、地域によっては既に広域で取り組んでいる事業などもあり、この連携事業との調整も必要となってくるケースもあるのではないか。県は全体を調整してまとめていく役割が求められるが、今後、どのように取り組んでいくのかとの質疑がありました。

執行部からは、これまで独自に取り組まれてきた広域での事業を新たに高知市との連携に移していくべきかどうかについては、各地域の状況は異なっており、それぞれで検討、判断が必要になる。これまでも各市町村と事業の進め方など協議を行ってきており、今後も各市町村において一番よい形で成果が出るよう、引き続き県が間に入って調整し取り組んでいくとの答弁がありました。

次に、教育委員会についてであります。

「平成31年度高知県一般会計予算」のうち、プログラミング教育推進事業委託料について、執行部から、研究指定校を拠点としてＩＣＴを活用した授業実践や指導方法の開発などをを行い、プログラミング教育の普及を図っていくものであるとの説明がありました。

委員から、平成32年度からのプログラミング教育全面実施に向けて、市町村の準備状況はどうなっているかとの質疑がありました。

執行部からは、パソコン機器等のハード面においては、市町村ごとに状況の差はあるものの整備は進み、一定のめどはついている。一方、指導内容、指導方法などのソフト面の準備はまだほとんどのところが不十分な状況であり、今年度から県において研修会も実施しているところであるとの答弁がありました。

別の委員から、プログラミング教育について、具体的にはどのようなことを子供たちに身につけさせ、また、成果をどういった形で検証するのかとの質疑がありました。

執行部からは、プログラムを動かすための順次、物事を考えるときの分岐、反復などを通じて論理的な思考力を身につけさせるものであるが、プログラミング技術を取り入れることだけが目的ではなく、各教科の学習を通じてその能力を身につけさせることとしており、各教科の学習の中で達成できたのかはかっていくこととなるとの答弁がありました。

次に、遠隔教育システム構築等委託料について、執行部から、中山間地域の小規模高等学校においても、生徒の多様な進路希望が実現できるよう、県立高等学校再編振興計画「後期実施計画」に基づき教育環境の整備を図るものであるとの説明がありました。

委員から、既にシステムを導入し、遠隔教育を実施している学校については、どのような状況なのかとの質疑がありました。

執行部からは、現場の教員や生徒から他校の生徒との交流やいろんな授業が受けられるなど、実施してよかったですとの声を聞いているが、機器のトラブルで通信がとまったケース

もあり、今後、問題解消に向けて取り組んでいくとの答弁がありました。

次に、自転車ヘルメット着用推進事業について、執行部から、県内全ての小中高校生で自転車通学をしている児童生徒の保護者を対象に、ヘルメットの購入費用を支援するものであるとの説明がありました。

委員から、ヘルメットの着用率について、最終的にどのような目標を設定しているのかとの質疑がありました。

執行部からは、道路交通法、今年4月施行の県の条例ともに保護者の努力義務の規定となっており、現段階で具体的な数値は設定していないが、保護者や子供たちが自分の命を守ることを考えて自動的に着用する環境づくりを進めていくことにより、着用率を高めていきたいとの答弁がありました。

別の委員から、県において補助制度を創設し、ヘルメット着用を進めていく際に、高知市を初め中央地域などでも啓発を行い、取り組みを広めていってもらいたいとの意見がありました。

次に、小中学校の学力向上に向けた取り組みの徹底として、執行部から、県内の児童生徒の約半数を抱える高知市の学力向上の取り組みを推進し、高知市教育委員会と連携した指導体制を構築するため、平成31年度は新たに3名の指導主事を派遣するとの説明がありました。

委員から、今年度、高知市教育委員会へ職員を派遣して行ってきた取り組みについて、どのような評価をしているかとの質疑がありました。

執行部からは、年度当初は十分戦略が立てられていない部分もあったが、運営会議などで協議し、改善に向けて戦略的に学校訪問を行い、2学期以降飛躍的に状況が変わってきた学校もある。また、要請を受け派遣職員を兼務発令で3名増員し、さらに情報共有を図っているが、校種でいえば、小学校のほうがより課題が大きいと受けとめている。来年度は今年度の成果効果を受けて、緊急的、集中的に課題改善を進めていくため、さらに体制を充実し、取り組みを進めていくとの答弁がありました。

委員から、今後、各学校の校長のリーダーシップや教員の意識改革が大事になってくると思うが、現状はどうなのかとの質疑がありました。

執行部からは、全ての公立小中学校では学校経営計画を作成しており、高知市においては長期計画とあわせ、短期でのプランを作成し、進捗管理を図っている。学校全体でプランを共有し、取り組みが進んでいくよう、県としても支援をしているところであるとの答弁がありました。

次に、文化財管理調査事業費について、執行部から、旧陸軍歩兵第44連隊跡地の保存・活用についてこれまでの検討経緯と、平成31年度は当該土地の購入を前提に専門家による検討会を立ち上げ、土地等の利活用の方向性を取りまとめる予定であるとの説明がありま

した。

委員から、検討会についてどのような形で進めていくのかとの質疑がありました。

執行部からは、委員5名ほどを委嘱し、検討会議を4回程度開催するほか、他県の先進的な事例の視察についても考えているとの答弁がありました。

委員から、建物の文化価値とあわせ、敷地に残されている土壘など、戦争遺跡としての位置づけも検討項目に加えてもらいたいとの意見がありました。

次に、警察本部についてあります。

「平成31年度高知県一般会計予算」のうち、交通警察費について、執行部から、高知県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例が施行されることに伴う広報啓発等を行うための経費であるとの説明がありました。

委員から、条例施行に伴い自転車のルールやマナー、自転車保険への加入など、全体的な取り組みが大切になってくるが、警察本部としてどのように取り組むのかとの質疑がありました。

執行部からは、スタントマンによる交通安全教室の実施や高校生などを対象にテレビCMの素材を募集し、ヘルメットの着用や保険の加入促進も踏まえ、広報活動を行っていくとの答弁がありました。

次に、「職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例議案」について、委員から、長時間勤務の職員が多い中、産業医の面談を含めて、どのような対応を行っているのかとの質疑がありました。

執行部からは、月80時間を超える超過勤務を行った職員のチェックリストをもとに、本人の申し出や産業医の判断に基づき、医師の面談を行っている。今回の条例改正により上限規制が設けられることとなっており、産業医や医師と相談しながら、組織的な業務管理と健康管理が一体的に進むよう取り組んでいくとの答弁がありました。

以上をもって、総務委員長報告を終わります。

◎明神委員長 御意見をどうぞ。

小休します。

(小 休)

◎気になったのは、10ページのヘルメットの着用率のところです。現段階で具体的な数値は設定していないが、保護者や子供たちが自分の命を守ることを考えてというところで、保護者の努力義務が規定されていて、子供たちの命を守るんじゃないですかね。保護者や子供たちが、になったら自分の命に両方かかってくる。例えば、保護者を除いて、子供たちが自分の命を守ることを考えるにしないと、保護者も子供も自分の命を守るようなイメー

ジになりますよね。

- ◎ 自分の命を守るに何がかかるか。
- ◎ そうですね。保護者と子供たちは自分の命にかかってきますよね。でも、これは努力義務は保護者の子供たちの命を守る。保護者が自分の命を守るにもかかってきますよね、この文面だったら。
- ◎ 保護者が子供たちの命を守ることを考えてはどうか。
- ◎ そうなったら自主的がかかってくるので。
- ◎ 大人は子供に範を示さないといけないので、そういう意味も兼ねたら。
- ◎ 兼ねたら、そこはちょっと難しいところですよね。今回の条例は子供に対しての、18歳以下の子供に対してのということなので。条例だけ考えたら保護者とか子供が自分の命というのはちょっと、何かいいニュアンスはないかなと。
- ◎ 自分のをやめたらいいのでは。
- ◎ 保護者や子供たちが命を守ることを考えて自主的に着用する。
- ◎ 考えるのは子供だけでなく、保護者も考えてもらわないといけないから。
- ◎ 条例は親の努力義務を言っているわけですから。
- ◎ 同時に自分の命を子供も考えてというふうなことですから。
- ◎ ある程度高学年になったら。
- ◎ そうですね。自分のを除いたらいいですね。子供たちが命を守ることを考えてと。

◎明神委員長 正場に復します。

この報告書は、当委員会の委員全員をもって提出することとし、細部の文案の調整は正副委員長一任でよろしいでしょうか。

(異議なし)

◎明神委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

《閉会中の継続審査》

◎明神委員長 次に、「閉会中の継続審査の件」を議題といたします。

お諮りいたします。

当委員会は、閉会中も継続して審査並びに調査をしたいので、お手元に配付してある案のとおり申し出ることに御異議ありませんか。

(異議なし)

◎明神委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定しました。

《出先機関等調査について》

◎明神委員長 次に、出先機関の業務概要調査についてであります。

12月定例会でいただきました御意見をもとに、平成31年度の出先機関等調査の日程案を

作成しましたので、お手元にお配りしております。

それでは、このことについて協議を行います。

御意見をどうぞ。

小休にします。

(小 休)

◎ 異議なし。

◎明神委員長 正場に復します。

それでは、この日程案により、次年度の委員会へ申し送ることとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

◎明神委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定しました。

以上をもって、日程は全て終了いたしました。

ここで一言御挨拶を申し上げます。この1年間、委員の皆さん、また職員の皆さんとの適時適切な御指導御支援を賜りまして、おかげさまで委員長の職責を全うすることができました。ここに衷心より厚く御礼申し上げ感謝申し上げます。引き続きまして県議選に立候補されます委員の皆さん方の必勝をお祈り申し上げます。また、今期限りで勇退されます浜田（英）委員におかれましてはますます御自愛の上、これまでの経験を生かして各方面で御活躍されますようお祈りを申し上げます。そして、今期限りで勇退し高知市長選に立候補されます久保副委員長の必勝をお祈り申し上げまして御礼の挨拶とさせていただきます。

続いて、副委員長。

◎久保副委員長 本当に皆さんお世話になりました。この1年間、明神委員長の御指導のもとに務めさせていただきました。私4年間、県議会議員をさせていただいたんですけども、この総務委員会が一番私は勉強になりました。特に教育についてというところが、本当に副委員長というよりか一委員として勉強をさせていただきまして、これから自分の、政治を志す者の1人として、この教育についてはずっとかかわっていきたいなというふうに心から思ったところであります。先ほど委員長のほうから過分なお言葉をいただきましたけれども、浜田（英）委員と私、今回限りでこの県議会議員の職を辞することになりましたけれども、これから思いは同じですので、高知県のために一生懸命頑張らさせていただきたいと思っていますので、御指導御鞭撻をよろしくお願ひします。本当にありがとうございました。

◎明神委員長 これで委員会を閉会いたします。

(10時20分閉会)